

京都市告示第712号

平成29年4月1日から、平成19年3月30日付け京都市告示第458号の一部を次のように改めます。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

項 目	変更前	変更後
用 途	建設局土木管理部道路河川管理課における京都市水路等管理条例に係る許可及び承認等に関する事務	建設局土木管理部道路河川管理課における河川法及び京都市水路等管理条例に係る許可及び承認等に関する事務, 建設局所管の市有水路における地方自治法及び京都市公有財産規則に係る許可等に関する事務並びに民法に基づく不当利得返還請求に関する事務

(建設局土木管理部道路河川管理課)